

財札環境352号
平成25年7月29日

お客様各位

一般財団法人 札幌市環境事業公社
理事長 小林 宏史



生ごみに混入している金属等（夾雜物）の分別徹底について（お願い）

拝啓 日頃から当公社の生ごみリサイクル事業に特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、お客様に分別排出いただいた「生ごみ」は、生ごみリサイクル施設に搬入し、再生利用しておりますが、「生ごみ」の中に機械部品、鉄製品、調理器具、食器類などの夾雜物が混入していることが原因で、施設の故障が度々発生しております。

収集時に夾雜物を発見するには限界があり、お客様に排出段階で分別していただくことが極めて重要であります。

つきましては、同封しましたポスターを用いるなどして、従事者の皆さんに夾雜物の分別徹底をご周知いただき、生ごみの分別リサイクルについて、より一層のご協力をお願い申し上げる次第です。

万一、夾雜物の混入が続くお客様については、「生ごみ」の収集をお断りする場合もありますことを、何とぞご理解いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件について、ご質問、ご要望等がございましたら、ご遠慮なく下記までお問い合わせ下さい。

敬 具

【生ごみリサイクルにならないもの（きょうみつぶつ夾雜物）】

かき
花卉類、草木類、大型の冷凍肉・魚、帆立貝・北寄貝等の大型の貝殻、肉・魚等の包装用トレイ類、ラップ類、弁当・惣菜等のプラスチックケース、紙コップ類、割り箸、爪、爪楊枝、アルミホイル等、調味料（醤油、ソース等）の容器類、段ボール・菓子箱等の紙箱、吸殼類、ガラス類、陶器類、金属類、布類、ゴム類、洗剤、薬品、劇毒物、危険物、乳液・クリームなどの鉱物油及びこれらに準じるもので生ごみの飼・肥料化リサイクル施設の原料として適さないと認められるものです。

《お問い合わせ先》

一般財団法人 札幌市環境事業公社 業務部

電話：219-5353

FAX：219-0053

（本文書は、生ごみリサイクル収集にご協力いただいております全事業所様宛にお送りしております。）